

№	質 問 項 目	質 問	回 答
1	仕様書P1 4. 業務の内容	仕様書に定める「相談対応40者以上」の「1者」は、法人単位でしょうか、それとも宿泊施設単位でしょうか。	宿泊施設単位になります。
2	仕様書P2 4. 業務の内容	同一法人が複数の宿泊施設を運営している場合において、施設ごとに個別訪問し、それぞれの人材課題を把握したうえで相談対応を行った場合は、各施設を1者として計上することが可能でしょうか。	可能です。
3	仕様書P2 4. 業務の内容	仕様書には、宿泊事業者の希望によりオンライン相談を行うことができる旨の記載があります。宿泊事業者の希望に基づきオンラインで実施した相談についても、KPIである「相談対応40者以上」の実績として計上できるとの理解でよろしいでしょうか。また、オンライン相談の件数又は割合について、上限や目安がありましたらご教示ください。	計上は可能です。件数や割合に上限や目安はありませんが、本事業は宿泊事業者への訪問を主としていることから、できる限り事業者と直接対面して対応いただくことを想定しています。
4	仕様書P2 4. 業務の内容	相談対応1者として計上するための最低相談時間、必須相談項目、相談記録の様式その他の具体的な基準がありましたら、ご教示ください。また、同一事業者に対して初回相談とフォローアップ相談を複数回実施した場合も、相談件数としては1者と計上するとの理解でよろしいでしょうか。	各事業者が抱える課題や相談内容が異なることから、具体的な基準はありません。なお相談記録は仕様書P2 6. 成果品に記載している通り、整理したうえで報告が必要なため受託者において適切な様式を準備してください。また複数回実施した場合でも1者計上になります。
5	仕様書P2 4. 業務の内容	既に外国人材を雇用している宿泊事業者についても、追加採用、定着支援、職場環境改善、生活支援体制の見直し等を目的とする場合は、本事業の訪問相談対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
6	仕様書P2 4. 業務の内容	仕様書に定める「当該年度中に雇用もしくは次年度の内定等、外国人材の雇用35人以上」は、相談対応40者以上とは異なり、達成に向けて取り組む努力目標であるとの理解でよろしいでしょうか。宿泊事業者の採用判断、外国人材本人の辞退、在留資格審査その他の受託者の責に帰さない事情によって目標未達となった場合、委託料の減額、支払い拒否その他のペナルティの対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
7	仕様書P2 4. 業務の内容	外国人材35人の実績について、次のいずれの時点をもって1人として計上するのか、ご教示ください。 ・内定通知を行い、本人が承諾した時点 ・雇用契約を締結した時点 ・在留資格に関する申請を行った時点 ・在留資格が許可された時点 ・実際に就労を開始した時点 また、令和9年3月26日までに内定又は雇用契約が成立し、実際の就労開始が令和9年度となる場合も対象に含まれるでしょうか。	就労開始までには一定の期間を要することから、内定通知や雇用条件通知等により雇用の意思が確認できた段階で実績として計上することを考えています。
8	仕様書P2 4. 業務の内容	外国人材35人の対象には、海外から新たに採用する外国人材のほか、国内在住外国人、留学生からの在留資格変更者及び外国人転職者も含まれるでしょうか。また、特定技能及び技術・人文知識・国際業務のほか、留学生や家族滞在者の資格外活動によるアルバイト雇用等についても、相談支援及び雇用実績の対象となるでしょうか。	国内の外国人材も含まれます。特定技能及び技術・人文知識・国際業務以外の資格についても、相談支援及び雇用実績の対象となります。
9	仕様書 P1 4. 業務の内容	本業務における「県内宿泊事業者」について、旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業者、農林漁業体験民宿等のうち、具体的に対象となる施設区分をご教示ください。	本業務の対象となる「県内宿泊事業者」は以下のとおりです。旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設（ただし農林漁業体験民宿を除く。）
10	仕様書 P1 4. 業務の内容	仕様書に定める「離島を含めた県内6箇所」について、県が想定又は指定している開催地域はありますでしょうか。また、対馬、壱岐、五島等のうち開催すべき離島地域の指定や、離島での最低開催箇所数がありましたら、ご教示ください。特段の指定がない場合は、宿泊施設数、地域バランス、交通利便性及び訪問相談への誘導効果等を踏まえ、提案者が開催地域を設定してよろしいでしょうか。	審査の対象となりますので、企画提案者においてご提案ください。
11	仕様書 P1 4. 業務の内容	事業説明会は、6箇所すべてにおいて対面形式で開催する必要がありますでしょうか。対面開催に加えて、オンライン配信を併用するハイブリッド形式や、当日参加できない事業者に対する録画配信を行うことは可能でしょうか。	審査の対象となりますので、企画提案者においてご提案ください。

12	実施要領P1 2．業務の概要	事業説明会の会場選定、予約、会場使用料、音響・映像設備費、資料印刷費及び運営人員に要する費用は、すべて委託料の範囲内で受託者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、県、市町又は関係団体が保有する会場の紹介又は提供を受けることは可能でしょうか。併せて、1会場当たりの想定参加事業者数、会場規模及び開催時間の目安がありましたら、ご教示ください。	会場使用料等の経費については、受託者の負担となります。なお、行政庁舎の会議室の無償貸与や紹介は想定しておりません。また、想定参加者数や実施手法等については審査の対象となりますので、企画提案者においてご提案ください。
13	仕様書 P1 4．業務の内容	訪問相談40者以上を確実に実施するため、県から県内宿泊事業者に対する案内文の発出、県のWebサイトやメールマガジン等への掲載及び参加勧奨を行っていただくことは可能でしょうか。また、法令及び個人情報保護上可能な範囲で、県内宿泊施設の一覧又は公表済みの事業者情報を提供いただくことは可能でしょうか。	本事業の実施にあたっては、受託者に主体的に取り組んでいただくことを前提としておりますが、発注者としても必要な情報提供や関係機関との調整は、可能な範囲で連携・協力してまいります。
14	仕様書 P1 4．業務の内容	宿泊事業者の掘り起こし及び参加募集に当たり、市町、観光協会、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合、商工会議所、商工会等に対して、県から周知協力を依頼していただくことは可能でしょうか。また、県が既に連携を想定している団体又は地域窓口がありましたらご教示ください。	本事業の実施にあたっては、受託者に主体的に取り組んでいただくことを前提としておりますが、発注者としても必要な情報提供や関係機関との調整は、可能な範囲で連携・協力してまいります。
15	企画提案書作成要領 P1 ア．実施体制に関する提案	企画提案書作成要領では、派遣する専門家の保有資格、人数、実務経験等を示すこととされています。本業務の実施に当たり、行政書士、社会保険労務士、キャリアコンサルタント等の国家資格その他の必須資格は定められていますでしょうか。必須資格がない場合は、外国人材の採用・受入れ・定着支援に関する実務経験及び業務実績をもって専門性を評価するとの理解でよろしいでしょうか。	必須資格は定めておりません。本事業を効果的に実施するうえで適切と考える人材についてご提案ください。
16	仕様書 P3 8．留意事項	在留資格、労務管理等に関する相談について、受託者に求められる業務は、一般的な制度説明、課題整理及び専門機関への案内まででしょうか。個別の在留資格申請書類の作成・提出、労働社会保険手続、就業規則の作成その他の専門資格を要する業務についても、本委託業務に含まれるでしょうか。含まれる場合は、具体的な業務範囲をご教示ください。	本委託業務においては、一般的な制度説明、課題整理及び必要に応じた専門機関の紹介を業務範囲としています。個別の在留資格申請書類の作成・提出、労働社会保険手続、就業規則の作成その他の専門資格を要する業務は含まれません。なお、専門機関を紹介する際には、自己を含め特定の事業者に偏った誘導を行うことなく、宿泊事業者が自ら選択できるよう公平性を確保してください。
17	仕様書 P 2 3．委託業務内容	行政書士、社会保険労務士、外国人材採用・定着支援の専門家、地域コーディネーター等を実施体制に含め、必要に応じて業務の一部を再委託することは可能でしょうか。また、企画提案時に再委託先を特定できない場合、契約後に県の書面承諾を得たうえで選定することは可能でしょうか。	事業の効率的な実施のため、再委託を行うことは妨げません。ただし、再委託の可否は業務の内容や再委託する範囲等を踏まえて判断しますので、企画提案書において具体的に提案してください。なお、再委託先が未定であるなど、実施体制が明確でない場合は、業務遂行の確実性を十分に確認できない場合があります。
18	仕様書 P3 8．留意事項	受託者又は受託者の関係事業者が、有料職業紹介事業、登録支援機関業務その他の外国人材関連サービスを提供している場合の取扱いについて確認させてください。特定の事業者には偏らないよう、複数の有料職業紹介事業者、登録支援機関等の選択肢及び客観的な情報を提示したうえで、宿泊事業者が自ら受託者又は受託者の関係事業者を選択した場合、委託業務とは別の契約を締結し、人材紹介手数料、登録支援委託費等の対価を受領することは可能でしょうか。また、その場合に必要となる利益相反管理、県への事前報告又は承認等の手続がありましたら、ご教示ください。	宿泊事業者が十分な情報を得たうえで、自らの判断により受託者又は受託者の関係事業者を選択することについては、妨げるものではありませんが、必要に応じて複数の照会先を案内したことや、宿泊事業者に対して提供した情報の内容について確認する場合があります。なお、現時点では、特別な手続や県への事前承認は求めておりませんが、本業務の公平性及び中立性の確保に十分留意し、適切に対応してください。
19	仕様書 P2 4．業務の内容	仕様書では、訪問型相談の際に、県が令和8年度に実施する補助金制度を宿泊事業者へ案内することとされています。本業務において受託者に求められる対応は、補助金制度の概要、対象事業及び活用方法の説明まででしょうか。補助対象経費の確認、事業計画の検討、見積書の取得、申請書類及び実績報告書の作成支援等も業務に含まれる場合は、具体的な支援範囲をご教示ください。	個社との訪問相談の際に、県が実施する補助金制度について宿泊事業者へ情報提供を行うことのみを業務と考えています。当該補助金は県が直接実施する事業であるため、制度内容や申請手続等の詳細について質問を受けた場合は、問合せ先である県を案内してください。

20	仕様書 P2 5 . 県補助金事業の概要	県補助金事業について、以下費用が補助対象となるかご教示ください。 有料職業紹介事業者に支払う人材紹介手数料 求人広告費及び求人媒体掲載費 在留資格申請に係る行政書士等への報酬 登録支援機関への初期費用及び支援委託費 外国人材の渡航費 住居確保に係る初期費用及び家具・家電購入費 日本語教育及び業務研修に係る費用 多言語マニュアル、翻訳機器及び業務効率化機器の導入費 また、月額登録支援委託費、日本語教育費等の継続的な費用についても、一定期間を対象として補助対象となる場合があるか、併せてご教示ください。	現時点では補助対象経費の詳細について検討中であり、ご質問の各経費が補助対象となるかについては未定です。
----	-------------------------	--	---